納税は　納期内で　元気な福生

「声の市議会だより」をお届けしています

市では、市民ボランティア団体「福生いとでんわ」と協働で視覚障害者（1・2級）の方に「声の市議会だより」（デイジー方式のCD版）をお届けしています。ぜひご利用ください。

※デイジー（DAISY）とはデジタル録音図書の国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要ですが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます（利用者一割負担）。

問合せ議会事務局庶務係☎551・1523

10月の納税のお知らせ

10月は市・都民税（第3期）、国民健康保険税（第4期）、介護保険料（第4期）、後期高齢者医療保険料（第4期）の納期です。10月31日(月)までに納めてください。

口座振替は10月31日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

緊急雇用対策臨時職員の募集

市では、現下の厳しい雇用情勢への対応として緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を目的に臨時職員を募集します。

募集人員1人
募集職種総合窓口事務嘱託員
雇用期間11月1日～平成24年3月31日
勤務時間月124時間以内（週4日勤務）
勤務内容住民基本台帳、戸籍等証明書の申請受付・交付等総合窓口事務全般
賃金時給930円
応募資格市内在住でパソコン操作ができる方（現に失業状態にある方）
試験方法面接（10月24日(月)時間未定）
申込み10月17日(月)～21日(金)の間に、本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ、直接、市役所第一棟5階職員課人事係へ。
問合せ職員課人事係☎551・1589

図書館嘱託員募集

募集人員1人
雇用期間12月1日～平成24年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）
勤務時間原則として火～日曜日のうち週5日、月124時間以内（変則勤務あり）
受験資格司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格（見込みを含む）を有する方
試験方法面接（11月上旬予定）
申込み10月17日(月)～21日(金)の間に、本人が履歴書（写真貼付）及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接、市役所第一棟5階職員課人事係へ。
問合せ職員課人事係☎551・1589

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

市では、市内の駅（東福生駅を除く）から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。

自転車等放置禁止区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐輪されると、警告札を取り付け、その後撤去し、自転車保管場所で保管します。

駅周辺に自転車などでお出かけの際は、自転車等駐車場をご利用ください。ご協力をお願いします。

日時・場所10月27日(木)午前7時～8時・福生駅

※保管した自転車などを返還する際は、撤去保管料（自転車1，000円、原付2，000円）をいただきます。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691

年金だより

◆「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

確定申告等で社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

このため、平成23年1月1日から9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と平成23年10月1日以降に納付した領収証書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合にも、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。

問合せ控除証明書専用ダイヤル☎0570・070・117、IP電話・PHS等からは☎03・6700・1130、青梅年金事務所☎0428・30・3410

※控除証明書専用ダイヤルは11月1日～平成24年3月15日、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで

※第二土曜日は午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

◆「扶養親族等申告書」の提出をお願いします

国民年金、厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢または退職を支給事由とする「老齢年金」などは、雑所得として所得税が課されます。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

年金額が65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上である場合に所得税を源泉徴収しています。

源泉徴収の対象となる方には、11月上旬までに日本年金機構より「扶養親族等申告書」が送付されます。

この申告書により、平成24年分の年金にかかる所得税を計算し、公的年金等控除、基礎控除、扶養控除等の各種控除が受けられます。この控除を受ける方は、必ず「扶養親族等申告書」を提出してください。

問合せねんきんダイヤル☎0570・05・1165※IP電話・PHS等からは☎03・6700・1165、青梅年金事務所☎0428・30・3414

11月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1529※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	2日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)			
法律相談	4日(金)・9日(水)・16日(水)・30日(水)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	17日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
税務相談	24日(木)			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	18日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・679・1082へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027
金融相談	10日(木)	午前10時～午後4時	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談、（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談・苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

課税課からのお知らせ

◆増築家屋について

平成23年に増築された家屋は、平成24年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

つきましては、課税の根拠となる評価額を算出するため、家屋を評価する必要がありますので、家屋を増築された方は課税課資産税係までご連絡ください。

◆非木造の冷蔵倉庫をお持ちの方へ

地方税法の改正により、平成24年度課税分から非木造冷蔵倉庫に関する基準が変更となります。

従来非木造の冷凍倉庫に適用していた基準から、冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏10度以下に保たれる非木造の倉庫）へ適用範囲が拡大されます。

冷蔵倉庫用の基準が用いられることで、一般倉庫よりも早く評価額が減少することとなります。該当する冷蔵倉庫をお持ちの方はご連絡ください。

なお、一般倉庫内にプレハブ式倉庫や業務用冷蔵倉庫を設置している場合は該当となりませんので、あらかじめご了承ください。

問合せ課税課資産税係☎551・1614

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

9月1日から30日までの間に1名の方（匿名）から合計60，000円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

（平成23年度累計7件・320，000円）

問合せ契約管財課管財係☎551・1535

「ふっさわたしの便利帳2011」ができました市民の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載した「ふっさわたしの便利帳2011」を新しく発行しました。10月中旬から市内全世帯に配布を行ないますのでご覧ください。問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1529